

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律	根拠条項	資料番号	13	担当課	医療対策課
			附則5-6	不利益処分の種類	診療エックス線技師免許取消・業務禁止命令	
行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律 附則 (昭和五十八年十二月十日法律第八十三号) (診療放射線技師及び診療エックス線技師法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 4 第二十二條の規定の施行の際現に旧法の規定による診療エックス線技師の免許を受けている者又は次項の規定により従前の例による診療エックス線技師の免許を受けた者は、新法第二十四條第一項の規定にかかわらず、診療エックス線技師の名称を用いて、旧法第二條第三項に規定する行をすることができる。 6 第四項に規定する者については、旧法第七條から第十一條まで、第十六條、第二十六條及び第二十七條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第九條第一項中「第四條(絶対的欠格事由)各号のいずれかに該当するに至つたとき」とあるのは「目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者となつたとき」と、同條第二項中「第五條(相対的欠格事由)各号のいずれかに」とあるのは「精神障害者又は行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律第二十二條の規定による改正前の診療放射線技師及び診療エックス線技師法第五條各号のいずれかに」と、同上第四項中「第一項又は第二項」とあるのは「第二項」とする。 (旧法) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法 (昭和二十六年六月十一日法律第二百二十六号) (免許の取消し及び業務の停止) 第九條 診療放射線技師又は診療エックス線技師が第四條(絶対的欠格事由)各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、その免許を取り消す。 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師が第五條(相対的欠格事由)各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣又は都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。						